

2015年(平成27年)8月20日 木曜日

この法律は強行規定であり、これに反する特約で身元保証人に不利益なものは無効になります。具体的には、身元保証期間は期間を定めなかった場合は3年、期間を定めた場合でも5年を超えることはできません。更新をすることはできますが、その期間も更新から5年を超えることは



A 従業員を採用する際に身元保証人を立ててもらい、身元保証人が従業員を直接監督できないことから、重い責任を負うことのないように、「身元保証ニ関スル法律」によって制限されています。

Q 従業員を採用する際に身元保証人を求めています。従業員の不正行為により、会社が損害を受けた場合、身元保証人に損害の全額を請求できますか。

A 従業員が不適任であるために、身元保証人に責任が生じる可能性がある場合や従業員の任務が変更され、身元保証人の責任が重くなつた場合には使用者は身元保証人に通知をしなければなりません。身元保証人がこの通知を受けたとき、身元保証契約を解除することができます。

## 従業員の身元保証人に損害請求

### 監督の過失など総合的に考慮

従業員が不正行為などを行ない、身元保証人が責任を負わなければならぬ場合でも、使用者の監督における過失の有無や従業員の任務の内容など一切の事情を総合的に考慮し、身元保証人の賠償金額が定められます。

(弁護士 松田健太郎)